

平成 30 年 7 月 26 日

【重要】高額療養費制度見直しに伴う  
ともなう患者登録入力方法について

株式会社スカイ・エス・エイチ  
長谷川・小林・畑中・竹本  
電話 075-622-7385

毎度お世話になり、ありがとうございます。  
高齢者の高額療養費制度見直しに伴い、70歳以上の3割負担の患者様から下記の受給者証が  
提示された場合の患者登録入力方法です。

- 記 -

1. 7月26日以降に、従来通りのプログラム更新、マスタ更新を行ってください。
2. 70歳以上の3割負担の患者様から以下の受給者証が提示された場合の入力方法
  - (1) 限度額適用認定証（適用区分（現役並みⅠ、現役Ⅰ））  
特定医療費受給者証（適用区分（Ⅳ））  
特定疾患医療受給者証（適用区分（Ⅳ））

負担者番号	公費の種類		受給者番号	適用期間	
	946 高齢者現役	▼	1	H30. 8. 1	~ H30.12.31
		▼			~
		▼			~

- (2) 限度額適用認定証（適用区分（現役並みⅡ又、現役Ⅱ））  
特定医療費受給者証（適用区分（Ⅴ））  
特定疾患医療受給者証（適用区分（Ⅴ））

負担者番号	公費の種類		受給者番号	適用期間	
	946 高齢者現役	▼	2	H30. 8. 1	~ H30.12.31
		▼			~
		▼			~

- ※その他の70歳以上の方の患者登録方法に変更はありません。
- ※ 限度額適用認定証は被保険者からの申請により交付されます。
- ※70歳以上の負担割合が3割で「946 高齢者現役」の登録がない場合、または登録はあるが受給者番号欄の入力が「1」「2」以外の場合は「標準報酬月額 83 万円以上（Ⅵ）」の該当者とみなします。

3. 別紙に平成 30 年 8 月以降の 70 歳以上の高額療養費制度全般を添付します。

- 以上 -

## 70歳以上の高額療養費制度について（平成30年8月～）

## ■ 限度額適用認定証（75歳到達月は、2分の1の額）

区分	外来（個人ごと）	入院（世帯ごと）	限度額認定証の区分
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+（医療費-842,000円）×1% 【140,100円】	外来と同じ	認定書の交付なし
標準報酬月額 53万～79万円	167,400円+（医療費-558,000円）×1% 【93,000円】	外来と同じ	現役Ⅱ
標準報酬月額 28万～50万円	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 【44,000円】	外来と同じ	現役Ⅰ
一般所得者	18,000円(年間上限144,000円)	57,600円【44,000円】	認定書の交付なし
低所得者	8,000円	24,600円	Ⅱ
		15,000円	Ⅰ

※ 限度額適用認定証は被保険者からの申請により交付

## ■ 高齢者の特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証の区分

区分	認定証の区分
標準報酬月額 83万円以上	Ⅵ
標準報酬月額 53万～79万円	Ⅴ
標準報酬月額 28万～50万円	Ⅳ
一般所得者	Ⅲ
低所得者	Ⅱ
	Ⅰ

## ■ 区分とORCA登録

## \* 限度額適用認定証

区分	認定証の区分	ORCA患者登録
標準報酬月額 83万円以上	認定書の交付なし	登録不要
標準報酬月額 53万～79万円	現役Ⅱ	公費の種類に「946 高齢者現役」、受給者番号に「2」を入力
標準報酬月額 28万～50万円	現役Ⅰ	公費の種類に「946 高齢者現役」、受給者番号に「1」を入力
一般所得者	認定書の交付なし	登録不要
低所得者	Ⅱ	所得者情報に「低所得者2」を登録
	Ⅰ	所得者情報に「低所得者1」を登録

## \* 高齢者の特定医療費受給者証・特定疾患医療受給者証

区分	認定証の区分	ORCA患者登録
標準報酬月額 83万円以上	Ⅵ	登録不要
標準報酬月額 53万～79万円	Ⅴ	公費の種類に「946 高齢者現役」、受給者番号に「2」を入力
標準報酬月額 28万～50万円	Ⅳ	公費の種類に「946 高齢者現役」、受給者番号に「1」を入力
一般所得者	Ⅲ	登録不要
低所得者	Ⅱ	所得者情報に「低所得者2」を登録
	Ⅰ	所得者情報に「低所得者1」を登録